

## 第 24 回東北女子フットサル選手権大会 兼

### 第 14 回全日本女子フットサル選手権大会秋田県大会実施要項

#### 1 名 称

第 24 回東北女子フットサル選手権大会兼第 14 回全日本女子フットサル選手権大会秋田県大会

#### 2 主 催

一般社団法人秋田県サッカー協会

#### 3 主 管

一般社団法人秋田県サッカー協会フットサル委員会、秋田県フットサル連盟

#### 4 日 程

<開催日> 平成 28 年 6 月 10 日（土）～11 日（日）

<会 場> 美郷総合体育館リリオス（Tel 0187-86-8300）美郷町飯詰字糠淵 18-1

#### 5 参加資格

##### (1) フットサルチームの場合

- ① 公益財団法人日本サッカー協会（以下、「JFA」という。）に「フットサル 1 種」、「フットサル 2 種」または「フットサル 3 種」の種別で加盟登録した単独のチームであること。JFA に承認を受けたクラブを構成する加盟登録チームについては、同一クラブ内の他の加盟登録チームに所属する選手を、移籍手続きなしに参加させることができる。
- ② 前項のチームに所属する 2005 年 4 月 1 日以前に生まれた選手であること。女子に限る。
- ③ 外国籍選手は 1 チームあたり 3 名までとする。

##### (2) サッカーチームの場合

- ① JFA に「2 種」、「3 種」または「女子」の種別で加盟登録した単独のチームであること。JFA に承認を受けたクラブを構成する加盟登録チームについては、同一クラブ内の他の加盟登録チームに所属する選手を、移籍手続きなしに参加させることができる。
- ② 前項のチームに所属する 1999 年 4 月 2 日以降、2005 年 4 月 1 日以前に生まれた選手であること。女子に限る。
- ③ 外国籍選手は 1 チームあたり 3 名までとする。

##### (3) 都道府県大会、地域大会を通して、選手は、他のチームで参加していないこと。所属するチームが複数のチームで参加する場合、またはサッカーチームとフットサルチームの両方に所属し、両方のチームが参加する場合を含む。

#### 6 参加チーム

参加チームは、参加の意向を示した 7 チームとする。

#### 7 大会形式

- (1) 1 次ラウンド：7 チームを 4 チームと 3 チームの 2 グループに分け、4 チームのグループはリンク方式で、3 チームのグループはリーグ戦を行い、各グループ上位 2 チームが決勝ラウンドに進出する。

順位は、グループ内の勝点合計の多いチームを上位とする。勝点は、勝ち 3、引分け 1、負け 0 とする。ただし、勝点合計が同じ場合は、以下の順序により決定する。

- ① 当該チーム内の対戦成績
- ② 当該チーム内の得失点差
- ③ 当該チーム内の総得点数
- ④ グループ内での総得失点差
- ⑤ グループ内での総得点数
- ⑥ 下記に基づくポイント合計がより少ないチーム
  - (ア) 警告 1 回 1 ポイント
  - (イ) 警告 2 回による退場 1 回 3 ポイント
  - (ウ) 退場 1 回 3 ポイント
  - (エ) 警告 1 回に続く退場 1 回 4 ポイント
- ⑦ 抽選

(2) 決勝ラウンド：4 チームによるノックアウト方式で行う。3 位決定戦は行わない。

## 8 競技規則

大会実施年度の「フットサル競技規則」による。

## 9 競技会規定

以下の項目については、本大会の規定を定める。

### (1) ピッチ

大きさ：原則として 40m×20m とする。

### (2) ボール

試合球：モルテン製ヴァンタッジオ フットサル 4 号ボール

### (3) 競技者の数

競技者の数：5 名

交代要員の数：7 名以内

ピッチ上でプレーできる外国籍選手の数：2 名以内

### (4) チーム役員の数

3 名以内

### (5) 競技者の用具

#### ① ユニフォーム：

(ア) フィールドプレーヤー、ゴールキーパーともに、色彩が異なり判別しやすい正副のユニフォーム（シャツ、ショーツ、ストッキング）を参加申込書に記載し、各試合には正副ともに必ず携行すること。

(イ) チームのユニフォームのうち、シャツの色彩は審判員が通常着用する黒色と明確に判別しうるものであること。

(ウ) フィールドプレーヤーとして試合に登録された選手がゴールキーパーに代わる場合、

その試合でゴールキーパーが着用するシャツと同一の色彩および同一のデザインで、かつ自分自身の背番号のついたものを着用すること。

(エ) シャツの前面、背面に参加申込書に登録した選手番号を付けること。ショーツにも選手番号を付けることが望ましい。選手番号は服地と明確に区別し得る色彩であり、かつ判別が容易なサイズのものでなければならない。

(オ) 選手番号については 1 から 99 までの整数とし、0 は認めない。1 番はゴールキーパーが付けることとする。必ず、本大会の参加申込書に記載された選手固有の番号を付けること。

(カ) ユニフォームへの広告表示については、JFA の承認を受けている場合のみこれを認める。ただし、ユニフォーム広告表示により生じる会場等への広告掲出料等の経費は当該チームにて負担すること。

(キ) その他のユニフォームに関する事項については、JFA のユニフォーム規程に則る。

② 靴：キャンバス、または柔らかい革靴製で、靴底がゴム、または類似の材質で出来ており、接地面が紺色、白色もしくは無色透明のフットサルシューズ、トレーニングシューズ、または体育館用シューズタイプのもの。(スパイクシューズおよび靴底が着色されたものは使用できない。)

③ ビブス：交代要員は、競技者と異なる色のビブスを用意し、着用しなければならない。

#### (6) 試合時間

① 1 次ラウンドおよび準決勝戦：20 分間(前後半各 10 分間)のプレーイングタイムとし、ハーフタイムのインターバルは 5 分間とする。(前半終了から後半開始まで)

② 決勝戦：24 分間(前後半各 12 分間)のプレーイングタイムとし、ハーフタイムのインターバルは 5 分間とする。(前半終了から後半開始まで)

#### (7) 試合の勝者を決定する方法(試合時間内で勝敗が決しない場合)

① 1 次ラウンド：引き分け

② 決勝ラウンド：PK 方式により勝敗を決定する。PK 方式に入る前のインターバルは 1 分間とする。

### 10 懲 罰

(1) 本大会において退場を命じられた選手は、自動的に本大会の次の 1 試合に出場できない。

(2) 本大会期間中に警告の累積が 2 回に及んだ選手は、自動的に本大会の次の 1 試合に出場できない。

(3) 前項により出場停止処分を受けたとき、警告の累積が 1 回のとき、または本大会の終了のときに、警告の累積は消滅する。

(4) 本大会終了時点で未消化となる出場停止処分は、東北大会に出場する選手にあっては、その大会において、東北大会に出場しない選手にあっては、当該チームが出場する直近のフットサル公式試合にて消化する。ただし、警告の累積によるものを除く。

(5) その他、本大会の懲罰に関する事項については、本大会の規律・フェアプレー委員会が決

定する。

#### 11 参加申込

- (1) 1チームあたり 26 名（選手 20 名、役員 6 名）を上限とする。
- (2) 参加チームは、大会登録票（参加申込書）を次の申込先に E-mail にて提出すること。

<申込先>

一般社団法人秋田県サッカー協会 フットサル委員長 夏井 浩

E-mail [ac771244@city.akita.akita.jp](mailto:ac771244@city.akita.akita.jp)

- (3) チーム名は短縮語を除き、日本語で標記しなければならない。
- (4) 申込締切日：平成 29 年 5 月 19 日（金）必着
- (5) 前項の申込締切日以降の参加申込内容の変更は認めない。

#### 12 電子選手証

各チームの登録選手は、JFA 発行の電子登録証の写し（写真が登録されたもの）または選手証（写真が貼付されたもの）を、試合会場に持参すること。電子登録証が確認できない場合は、試合に出場できない。

#### 13 組み合わせ

一般社団法人秋田県サッカー協会において抽選を行い決定する。

#### 14 参加料

1 チーム 20,000 円とし、大会当日に会場本部に持参すること。

#### 15 表彰

優勝および準優勝のチームに表彰状を授与するとともに、第 24 回東北女子フットサル選手権大会兼第 14 回全日本女子フットサル選手権大会東北大会（平成 29 年 9 月 9 日（土）～ 10 日（日）、花巻市総合体育館で開催）への参加資格を与える。

#### 16 代表者会議、マッチコーディネーションミーティング

代表者会議は開催しない。両チームの代表者、審判員とのマッチコーディネーションミーティングを試合開始の 60 分前に会議室で行うので、ユニフォームの正副（FP、GK）、ピブス、選手証を必ず持参すること。

#### 17 傷害補償

チームの責任において傷害保険に加入すること。

#### 18 負傷対応

選手の怪我等については、各チームの責任で対応すること。協会は一切の責任を負わない。

#### 19 その他

- (1) 試合が一方のチームの責に帰すべき事由により開催不能または中止となった場合には、その帰責事由のあるチームは 0 対 5 またはその時点のスコアがそれ以上あればそのスコアで敗戦したものとみなす。
- (2) 施設の損壊については、不可抗力による場合のみ協会に対応するが、これ以外は当事者の責任において対応すること。

(3) タバコは、所定の場所で吸うこと。

(4) ゴミ・空缶類は、所定の場所へ捨てること。

20 問い合わせ先

一般社団法人秋田県サッカー協会フットサル委員会 夏井

TEL 090-6782-9155 (携帯)

FAX 018-888-5435 (勤務先 ; 秋田市役所防災安全対策課)

e-mail [ac771244@city.akita.akita.jp](mailto:ac771244@city.akita.akita.jp)